



▲新入団員訓練の様子



▲常葉町大火防火パレード

新進気鋭の若き力!
今年度、我ら常葉地区隊に4人の新しい仲間が増えました。4月24日、市総合運動公園の多目的広場で実施された新入団員訓練に参加した団員は、

地域の安全安心を守る
田村市消防団
No.49
消防団だより

初めて触れる消防用ホースや管槍（水を放水する器具）の重さを感じ、いつか訪れる火災現場での活動を想定し、真剣に訓練に臨んでいました。

常葉地区隊 火消魂
今回の消防団だよりでは、地域の身近な消防団の「影のガンバリ」をお伝えしたいと思います。

我ら、心は一つに 火消魂
いつ起こるか分からない災害や火災に対し、日夜、皆さんの目に止まらない所で鍛錬を続ける消防団員、その心は「市民の安心安全を守る」その一点です。
自分の仕事を続けながら、いざという時に頑張る消防団員を、市民の皆さんも応援してください。

あの時の大火を 忘れずに！
昭和31年4月17日に常葉町の市街地を襲った大火の記憶を風化させないため、毎年同時期に「常葉町大火防火パレード」を行っています。
「大火は二度と起こさない」という固い誓いを胸に、火災予防を呼びかけました。



令和4年3月16日発生福島県沖地震で住宅が被害を受けた方へ
一部損壊の住宅被害を受けた方を支援する 支援事業の申請受付を開始します

3月の福島県沖地震で一部損壊の被害を受けた住宅の修理（屋根や外壁など）を支援しています。制度内容や必要書類など、詳しい内容は都市計画課へご相談ください。

- 対象者 リ災証明書の判定が一部損壊の方
- 応急修理の範囲

住宅で日常生活に欠かすことのできない部分で、緊急的に修理を行わなければならない箇所。倉庫などの非住家や空き家は対象外です。また、借家は対象外となることがあります。

(対象例) 屋根・柱・梁・床・外壁・基礎等の基本部分、ドア・窓等の開口部、水道・電気・ガス・電話等の配管・配線、トイレ・浴室等の衛生設備など。

※ひび割れの目地詰め程度の補修は対象外となる場合があります。

※内装（畳、壁紙・クロス、襖など）、家電製品は対象外。

●制度の概要

税込20万円以上の修繕工事を行い、その支払いを完了した方に対し、1世帯当たり10万円を交付します。※修繕工事実施後に申請が必要です。

●必要書類

- ・補助金支給申請書（様式第1号）
- ・一部損壊判定のり災証明書
- ・契約書、見積書、領収書等の写し
- ・資力に関する申出書（様式第6号）
- ・施工前、施工中、施工後の写真
- ※写真の添付が難しい場合は施工内容証明書（様式第8号）
- ※借家を修理した場合は所有者の同意書（様式第7号）

●申請期限 11月30日（水）まで

☎建設部 都市計画課 ☎82-1114



児童手当制度、6月から一部変わります!

●現況届が不要になります

受給者の現況を住民基本台帳などで確認することで、現況届が不要になります。

ただし、次の場合は、引き続き現況届の提出が必要です。

- ・支給要件児童の戸籍や住民票がない場合
 - ・離婚協議中で配偶者と別居している場合
 - ・配偶者からの暴力などで避難しており、住民票の所在地が田村市と異なる場合
 - ・その他、田村市から提出の案内があった場合
- ※現況届の提出がない場合、6月分以降の手当てが受けられなくなりますので、ご注意ください。

●特例給付の支給に所得上限限度額が追加

児童を養育している方の所得が、

◆右記表①未満の場合、児童手当を支給

◆右記表①以上②未満の場合、特別給付（1人あたり月額5,000円）を支給

◆右記表②以上の場合、児童手当等が支給されません。

※翌年度以降の所得が所得上限限度額を下回った場合は、改めて認定請求書の提出が必要です。

扶養親族等の数	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額(万円)	収入額の目安(万円)	所得額(万円)	収入額の目安(万円)
0人	622	833.3	858	1071
1人	660	875.6	896	1124
2人	698	917.8	934	1162
3人	736	960	972	1200
4人	774	1002	1010	1238
5人	812	1040	1048	1276

※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算。目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得制限を確認します。

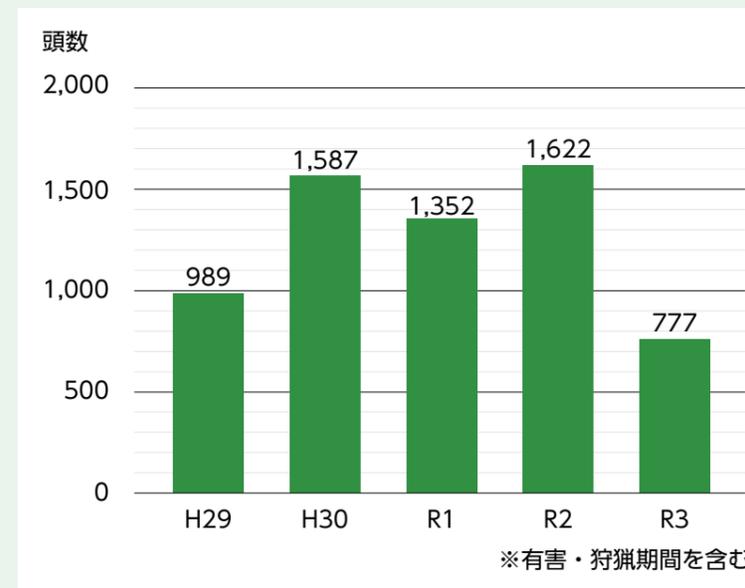
※「0人」は、前年末に児童が産まれていない場合など
☎保健福祉部 こども未来課 ☎82-1000

田村市有害鳥獣対策協議会のスヌメ No.2

作成：鳥獣対策専門員 関農林課 ☎81-2511

イノシシの捕獲頭数

農林業等の被害を防止・軽減させるため、田村市鳥獣対策実施隊を設置して対象鳥獣の捕獲と情報収集等を行っています。



3年度の捕獲頭数

2年度と比べて、数が大きく減少しました。

隙をあたえない

頭数・被害の増加に備えて、引き続き対策を行いましょ。

共に取り組む

わなによる捕獲は、環境整備、侵入防止対策と一緒にすると効果的です。

わなの設置などに伴う、土地の利用や見回りなどは、住民の皆さんの協力が必要不可欠です。有害鳥獣対策へのご理解とご協力をお願いします。